

平成27年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成27年3月10日(火) 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第60号 市長の権限に属する事務の委任について
議案第61号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議
について
議案第62号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第63号 「市川市いじめ防止基本方針」の策定について
議案第64号 「市川市特別支援教育推進計画 後期実施計画」の策定
について
議案第65号 「第四次市川市生涯学習推進計画」の策定について
議案第66号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一
部改正について
議案第67号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規
則の一部改正について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第60号 市長の権限に属する事務の委任について
議案第61号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議
について
議案第62号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第63号 「市川市いじめ防止基本方針」の策定について
議案第64号 「市川市特別支援教育推進計画 後期実施計画」の策定
について
議案第65号 「第四次市川市生涯学習推進計画」の策定について
議案第66号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一

部改正について

議案第67号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

- 2 その他 (1) 特別支援学級の設置について
(2) 教育実践論文表彰について

3 追加議案

議案第68号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	山元 幸惠	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	石沢 昇栄	学校教育部次長	小松 秀夫
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	板垣 道佳	就学支援課長	谷内 祐幸
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	井上 栄
学校安全安心対策担当室長	近藤 利一	指導課長	山田 浩一
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	篠崎 道成
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	堀切 公雄

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田 修
"	副主幹	近藤 孝子
"	副主幹	宮内由美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	主 査	吉成 悟
"	主 査	中俣 智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成27年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、平田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第60号 市長の権限に属する事務の受任についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

議案の1ページをご覧ください。本案は、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該地方公共団体の委員会と協議して、当該委員会に委任することができる」旨を定めております地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会において受任するため、提案するものでございます。それでは、具体的な内容についてご説明いたします。議案の2ページをご覧ください。平成27年2月27日、只今ご覧いただいております文書をもちまして、市長から、その権限に属する事務の委任について、協議の申し入れがございました。この申し入れの具体的な内容でございますが、まず、市長がその権限に属する事務を教育委員会に委任しようとする理由でございます。「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、以下「整備法」と申し上げますが、これによりまして、「児童福祉法」が改正されました。民間事業者の放課後児童健全育成事業に係る届出先が都道府県知事から市町村長に変更されるところでございます。この改正に伴いまして、市長は、同事業に係る民間事業者からの届出の受付事務を行うところですが、現在、教育委員会は、市長から放課後保育クラブの管理運営を受任し、放課後児童健全育成事業を行っていることから、同一事業に係る届出の受付事務も合わせて、教育委員会において管理執行することが効率的であると判断したとこのことでございます。続きまして、具体的な事務の委任の内容でございますが、本文書の「1」に記載されております「放課後児童健全育成事業」を、「2」に記載されております「整備法の施行期日である平成27年4月1日」から教育委員会に委任しようとするものでございます。それでは、本件協議の申し入れに対する事務局の対応案でございます。議案の3ページをご覧ください。先ほどご説明いたしましたとおり、現在、教育委員会は、本市が放課後児童健全育成事業を実施する施設である「放課後保育クラブ」の管理運営を市長から受任し、同事業を実施しているところでございます。事務局といた

しましては、現在、放課後保育クラブの管理運営を通して、放課後児童健全育成事業の内容を把握しておりますことから、本市全体の事務の効率性の観点から、教育委員会において、同事業に係る民間事業者からの受付事務を受任することが適当であると考えております。そこで、本日、本件協議の申し入れのとおり受任する旨の議決をいただきました場合には、受任する市長の権限に属する事務を「放課後児童健全育成事業に関する事務」、実施日を「平成27年4月1日」とした本承諾書を市長に送付いたしますとともに、議案の4ページでございます「市長の事務の委任に関する合意書」を市長と締結させていただきたいと考えております。以上、「市長の権限に属する事務の受任」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第60号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第61号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

議案の5ページをご覧ください。本議案は、「教育委員会は、その権限に属する事務の一部を地方公共団体の長と協議して、その補助機関である職員等をして補助執行させることができる」旨を定めております地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限の配分に変更を加えることなく、市長部局の職員に処理させる補助執行につきまして、市長と協議するため、提案するものでございます。議案の6ページをご覧ください。ご覧いただいております文書は、地方自治法第180条の7の規定に基づく補助執行に関する協議の申入書でございます。今回、協議を申し入れる内容につきましては、1ないし2に記載しておりますので、順次ご説明いたします。まず「1」でございますが、今回、協議を申し入れる理由について記載しております。現在、教育委員会は、地方自治法第180条の7の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する「市川市立幼稚園への幼児の入園、休園、復園及び退園に関する事務」を市長の補助機関である子ども部の職員に補助執行させております。市長は、平成27年2月市議会定例会に「市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を提案しておりますが、その改正におきまして、市立幼稚園への入園は、「教育委員会の許可とする行政処分」から「市長の承諾とする契約」に変更する

こととしております。したがいまして、現在、補助執行させている入園等に関する事務は、契約に変更されるところでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第4号は、「市長は、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結に関する事務を管理執行する」旨を定めており、入園等に関する事務は、市長の権限に属する事務となるところです。そこで、現在の入園等に関する事務の補助執行をする必要がなくなりますため、補助執行を解除する必要があるものでございます。続きまして「2」でございますが、協議事項について記載しております。只今、ご説明いたしました理由に基づきまして、市長の補助機関であるこども部長、こども部次長及びこども部保育課の職員による「市川市立幼稚園への幼児の入園、休園、復園及び退園に関する事務」の補助執行を解除するものでございます。また、実施日につきましては、一部改正条例の施行期日に合わせまして、平成27年4月1日としております。それでは、議案の7ページをご覧ください。ご覧いただいております文書は、市長との協議を経た後に締結いたします、地方自治法第180条の7の規定に基づく補助執行に関する合意書でございます。本日、本件協議の申し入れにつきまして、原案どおり可決いただいた場合には、一部改正条例の可決後、速やかに、市長との協議に入らせていただきます。その後、本件協議の申し入れのとおり、市長の承諾が得られました場合には、その内容を証する本合意書を市長と締結しようとするものでございます。なお、この合意書の締結後、その内容に従い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行について定めております「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の一部を改正する予定でございます。以上、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議につきましてご説明をさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第61号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第62号 教育財産の用途変更及び所管換についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

恐れ入ります、議事日程の8ページをご覧ください。対象となる教育財産は、2校でございます。1校目は市川市立国分小学校でございます。所在地は、市川市東国分二丁目1529番22でございます。面積としましては、122.

32平方メートルでございます。2校目としまして、市川市立第四中学校でございます。所在地は、市川市中山一丁目75番3外でございます。ほかといたしますのは、この地番のほかに、4筆でございます。面積としましては、110.71平方メートルでございます。用途変更及び所管換の内容でございますが、当該用地は、校舎建替えに伴い、宅地開発条例に基づきセットバックをした箇所でございます。今後は公衆用道路として供用するため、市長部局に所管換し、維持管理することが必要であることから、提案するものでございます。次のページの資料をご覧ください。青色の部分が、市川市立国分小学校で、朱色の部分が、宅地開発条例に基づきセットバックした箇所でございます。写真は建替え後の写真でございます。校舎やグラウンド、フェンスは、建替え前も建替え後も全て青色の部分に収まっております。朱色の部分も学校用地であります。建替え前より道路の一部として供用されておりました。従いまして、現状の形態の変更はなく、公図上では、青色の部分と朱色の部分までであった学校用地が青色の部分までセットバックしたことになり、朱色の部分を所管換するものであります。写真上が北側から学校を撮影した写真でございます。下が、南東側から撮影した写真でございます。今後、学校用地である朱色の部分を、道路用地として維持管理していくために、この122.32平方メートルを、道路管理課に、所管換えを行うものでございます。次のページの資料をご覧ください。第四中学校でございます。青色の部分が、学校の敷地でございます。朱色の部分が、校舎建替えに伴い、宅地開発条例に基づきセットバックした箇所でございます。写真は建替え後の写真でございます。セットバックに伴う外構工事は既に完了し、新しいフェンスが設置されております。朱色の部分がご覧のとおり道路形態となっております。写真上が北側から学校を撮影した写真、下が、南東側から撮影した写真でございます。今後、学校用地である朱色の部分を、国分と同様に道路用地として維持管理していくために、この110.71平方メートルを、道路管理課に、所管換えを行うものでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第62号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第63号 市川市いじめ防止基本方針の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 指導課長

恐れ入りますが、議事日程の11ページをお願いいたします。この「市川市いじめ防止基本方針」は、平成25年6月に施行となりました国の法律「いじめ防止対策推進法」の制定の趣旨を踏まえ、市川市においても「いじめ防止」に努め、適切な対応を図るために基本方針を定めるものでございます。千葉県では、すでにこの法律施行を踏まえまして「千葉県いじめ防止対策推進条例」を平成26年4月1日に施行しており、また、各学校におきましては、平成25年度内に各学校ごとに「いじめ防止基本方針」を定めている状況となっております。それでは、「市川市いじめ防止基本方針」の内容についてご説明をさせていただきます。お手元の「資料 いじめ防止基本方針対比表」をご覧ください。左の列から順に国の「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」の骨子、また次の列が、「千葉県いじめ防止対策条例」に基づく「千葉県いじめ防止基本方針」の骨子について、次の列が、これから策定を予定しております「市川市いじめ防止基本方針」の骨子、そして一番右側の列が、平成25年度末に各学校が策定をいたしました「学校いじめ防止基本方針」の骨子となっております。これは、国や県、市、学校の各方針における「いじめ防止と対応」に関する整合性を一覧にしたものでございます。この中で、国や地方公共団体に求められていることが2点ございます。その1点目は、いじめ問題対策連絡協議会の設置でございます。これは、「地方公共団体はいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため」に設置が求められているものでございます。市川市では、すでに各学校より1名ずつ教員が出席し、教育委員会と警察による生徒指導に関する会議として「市川市学校警察連絡委員会」を開催しておりますので、この活用を図ることとし、さらにいじめに関わる関係機関の出席を求めて、いじめを含む児童生徒に係る諸問題について情報を共有するとともに、諸問題の早期解決及び拡大防止に努めていくことといたしました。資料1の中央にゴシックで表記しました「市川市学校警察連絡委員会」がこれに該当いたします。2点目といたしまして、いじめ防止対策推進法の第14条第3項に規定されております「調査のための附属機関」の設置でございます。これは、重大事態が発生いたしました場合の調査を行う機関となります。重大事態の調査につきましては、義務教育課にございます「学校安全安心対策担当室」及び指導課により行うこととしております。市川市教育委員会におきましては、すでにこの義務教育課内に設置しております「学校安全安心対策担当室」に第三者たる学校問題対策員を配置しておりますので、この活用を図ることによりまして法が求めております「いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにする」ことといたしました。なお、次年度からは、報告を受けた市長が必要と認めた時には総合教育会議において協議することも明示いたしました。以上が「市川市いじめ防止基本方針」の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

質問といたしますが、この資料ではなくて、この案のところの3ページなのですけれども、市川市における防止等に関する取組みで、いじめ防止等に関する取組み、ここは1の方なので、より具体的なものが必要ではないのかと思うのですが、どうしても体制を整備するとかそういう言葉に留まっているのですけれども、この取組みの中で、例えば一つ位、取り上げて、より具体的な取組みを取り上げるとか、そういったことはできるのでしょうか。この位に留めておいた方がいいのか、学校との関連とか実際のところはどうなのでしょうか。

○ 指導課長

他市のいじめ防止基本方針等を参考にさせていただきましたけれども、大体はこういった概念をきちんと整備するというところで作成されておりました。あくまで「方針」としての「いじめ防止基本方針」を規定するというかたちになっておりましたので、それらに倣い、具体的な中身については事業ベースで策定していくということにいたしました。以上でございます。

○ 五十嵐 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。ほかに質疑がないようですので、議案第63号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第64号 市川市特別支援教育推進計画後期実施計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 指導課長

恐れ入りますが、議事日程の12ページをお願いいたします。市川市特別支援教育計画は、市川市が目指す特別支援教育の方向性を明らかにし、必要な施策を推進するために、平成24年3月に教育委員会会議の議決を経て、平成24年4月より平成28年末までの5年間を計画期間として策定したものでございます。3年目の本年度（平成26年度）に見直しを図り、27年度と28年度を後期計画として策定する計画でありますことから、本日、別紙のとおり提案させていただきます。5年間の中での見直しとなっておりますので、推進の方向性に大きな変更はございませんが、我が国も、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月より「障害者差別解消法」

が施行となりますことから、国の動向や法律施行を踏まえて、整合性を図るよういたしました。インクルーシブ教育システムの構築に関する「合理的配慮」および「基礎的環境整備」の提供につきましては、体制面・財政面等の様々な課題もありますことから、既存の制度や体制を有効に活用しながら、まず、教職員の指導力の向上を図り、一人ひとりの教育的ニーズに基づいた指導を充実させることに取り組んでいくこととしております。後期計画につきまして、概略を簡単にご説明させていただきます。資料の「後期計画のポイント」をご覧ください。後期2年間では、これまでの実績を踏まえて個別の教育支援計画としての「市川スマイルプラン」を、さらに使いやすいものとするよう書式等を含めて改善を図ってまいります。また、特別支援教育に関する指導力の向上を研修等によって引き続き推進すると共に、リーフレットの作成配付により、指導のポイントを全教職員に周知する取り組みを進めてまいります。次に、市川市では、特別支援学校のセンター的機能の充実に関する文部科学省の指定を平成25年度から27年度までの3年間受けることになりましたので、須和田の丘支援学校を核とした各学校への指導に力を注いでまいります。次に、就学前に教育センターや発達支援センターで相談の実績の子どもたちにつきましては、就学後にあってもよりきめ細かな支援ができるよう、巡回指導員が各学校にまわった際には、適切に指導支援ができるよう情報共有に努めてまいります。特別支援教育に関する啓発に関しましては、特別支援教育振興大会の開催を支援してまいります。概要については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

質問ではないのですが、教えていただきたいのですが、8ページの、今、課長からもあった特別支援教育の中ではこういう言葉が出ているのですが、例えば合理的配慮。合理的配慮と言われても、一体どんな事を言うのか、というところで、誰にとって合理的配慮なのか、その辺の説明、ここで出てきていないのですね。本などでは最近、こういう言葉が出てきているのでしょうか。その辺を説明してください。

○ 指導課長

文部科学省のインクルーシブの定義の中などに、使われだした言葉でございます。この合理的配慮は、これまでも教育的なニーズに応じた支援ということで、個々に対して支援や配慮を行う意味で使われてきた言葉とほぼ同じ意味であるということが出来ます。改めてここで合理的配慮といった概念規定や用語になったのは、個々の、といった時に、これからはAさんとか、Bさんとか、Cさんに対して個人に対して必要な配慮について、保護者と学校が合意をして、それによって形成された配慮のことを合理的配慮というよう

になりました。そもそも理念的にこうあるべきであるといった配慮を指すのではなく、何を配慮するかを相互が話し合っ、合意をし、この子のために最も良い適切な支援のことを合理的配慮と呼ぼうというふうに決められているというふうに理解しているところでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 平田委員

幼稚園、それから保育園からのこういった特別支援が必要な場合の就学との繋がりというか、スマイルプランで対応されると思うのですが、どんなふうに、今度、市長部局の方に就学前の子達の管轄が変わることですので、どういうふうに申し送りとか、本人の情報を小学校の方に伝えていくのですか。

○ 指導課長

これまでも保育園や幼稚園の方からは、それぞれの情報を指導要録の写しとして送って、子ども一人ひとりの情報共有を行ってまいりましたので、特別支援教育に関しても、スマイルプランは、幼稚園からスタートができるようになっておりますので、全般として、情報共有ができるようなシステムは出来上がっているところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。よろしいでしょうか。

○ 五十嵐委員

28年の4月から、障害者差別解消法ができる、そうするとことちょっとだぶるのですが、その辺で共生社会とか、インクルーシブ教育とかあって、そんなところの助走のようなことを、ここには挙げきれないですね。

○ 指導課長

これから、28年の4月に施行されるその法律の趣旨は、どの子も基本的にもう通常学級であるという前提で、その上で子どもによって、保護者の意向を踏まえ、特別支援学級であるとか特別支援学校を選ぶことが可能となっております。今までのように、どこどこが適しているといったようなところからスタートして、それでも通常学級に行きたいといったような選択のベクトルから全く逆向きのものに変わります。そういった観点では、市川市はもう既にそういったベクトルの方向を勘案した特別支援教育を推進しておりますので、市川市にとっては、とりたてて大きな変更ではないというふうに考えております。理念としての考え方のベクトルが大きく変わるのだということは、押さえなければならぬというふうに考えております。そこで、この中で使われている文言についても、この考え方との整合性を図るような形に

いたしました。先ほど、合理的配慮ですとか、基礎的環境整備につきましては、法ではその個別の本当に一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育が推進できるようにというふうに定めておりますけれども、財政的な課題もありますことから、計画の中では子ども達が通常の学級において合理的な配慮がなされ、それに向けた先生達の特別支援教育に関する指導能力が上がるようにという趣旨で28年度までの計画を策定しようとするものでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

結局もう特別支援教育というのは、障害教育ではないということに、大きく今変わりつつあるわけですよ。その辺の流れで、そう考えると、特別支援教育についての理解と啓発というところが、とても気になって、じゃああなたはどうか考えるのよと言った時に、どう考えたらいいの、対案は無いのだけれども、この11ページに出ている概要と計画で本当にいいのかな、って思ったのです。でも対案は無いのです、私、ですから文句ばかり言ってる感じになっちゃって、困るのだけれども、本当に例えば委員会として、啓発事業、啓発という言葉も本当に今これで、啓発、必要無いのかなって、その中で、後援協力とか、そういうことで、推進が図れるのかなという思いがちょっとあったものですから、特別支援教育連絡協議会とかで、教育委員会だけでなく、大きく捉えた時の問題だと思うのですが、更に理解という所に力を入れていかないと、ますます差別解消と言いながらも、差別感が出てきちゃうのかなというちょっと不安を抱いたものですから。

○ 指導課長

五十嵐委員がおっしゃる通りだというふうに考えてございます。学校教育部指導課が所管して、特別支援教育を進めていくという観点での推進計画でございまして、適用となる範囲が限られてしまうことは、全くその通りでございまして。私共が学校ですとか、そういった関係に働きかけたり啓発したりするとかは、比較的手が届きやすいのですけれども、広く市民とか、多課との連携をしていくということは、課題となっております。そうしたなかですが、発達支援課の方から講演依頼があったりしたときには、こちらの指導主事が赴いて講演をしたりとかといったような形で、この特別支援教育の理念といったことについては、啓発に努めているところでございます。積極的に他課との連携、あるいは市民への発信については、今後なお考えていかなければならないと考えております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

一つよろしく願いいたします。ほかに、よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第64号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第65号 第四次市川市生涯学習推進計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 生涯学習振興課長

議事日程の13ページをお願いいたします。提案理由は、平成26年度は、「第3次市川市生涯学習推進計画」の最終年度にあたるため、新たに平成27年度から5ヵ年計画として「第四次市川市生涯学習推進計画」を策定する必要があるというものでございます。この「第四次生涯学習推進計画」につきましては、昨年2月の定例教育委員会で「策定方針」につきまして、ご承認をいただきまして、同年11月の定例教育委員会で計画（案）の承認をいただいたものでございます。なお、その際にいただいた意見につきましては、今回の計画(案)に反映させております。議事日程の14ページ、15ページをお願いいたします。計画策定の趣旨につきましては、省略させていただきます。2のこれまでの経緯の15ページをお願いいたします。11月の定例教育委員会以降の経過についてご説明させていただきます。まず、11月に開催されました「社会教育委員会議」でご意見をいただきました。ご意見の内容といたしましては、計画に記載されております「事業」の内容および数値目標の設定についてのご指摘があり、指摘のあった事業の状況について説明をいたしました。次に、12月から1月にかけて、市民の方から意見をもらう「パブリックコメント」を実施いたしました。こちらについては特にご意見はございませんでした。さらに2月に市の関係部長および課長に案を提示いたしまして、進捗の報告をおこないました。以上のとおり、11月の定例教育委員会にお示ししました計画（案）と大きく変更した箇所はございません。今回、本計画の最終案として承認をいただくものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第65号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第66号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 社会教育課長

議事日程の16ページをお願いいたします。提案理由でございますが、市川市使用料条例等の一部を改正する条例によりまして、市川市使用料条例が改正され、公の施設の使用するものに、市民等及び市民等以外の者が新たに定義されましたことから、市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則におきまして、市民等及び市民等以外の者に係る規定の見直しを行う他、所要の改正を行うものでございます。なお、規則の施行日につきましては、使用料条例施行日と併せ平成27年4月1日と考えています。続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。議事日程の21ページをお願いいたします。市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、新旧対照表の右側の改正後の欄をお願いいたします。先ず、第2条の許可申請ですが、使用許可の申請期間等の見直しを行うもので、1項では、市川市公民館使用許可申請書に、教育委員会が必要と認める書類を添えて提出していただきます。この改正理由ですが、今回の改正で、市民等以外の者も利用が可能となります。しかし、市民等と市民等以外では、使用料が異なります。このため、受付時に使用者区分の確認を行う必要から、使用者名簿等の提出を想定し追加したもので、必要な書類提出を明文化したものでございます。次に、2項は、申請の受付日で、市民等は、これまでと同様に14週前から受付が可能で、そして、今回の改正で新たに利用が可能となります市民等以外の者にあつては、10週前から受け付けとし、市民等と市民等以外の者で、申請受付日に差を設けるものでございます。次に、第3条は、使用者登録を受けたものに係る使用許可の申請の予約等を定めたものでございます。今回の改正では、使用者登録及び使用許可の申請の予約をすることが出来るものの要件の見直しを行ったものでございます。先ず、3条の1項は、使用者登録については、市民等が受けることが出来ること。そして、2項は、使用者登録を受けるものは、委員会が必要とする書類を提出しなければならないこと。3項は、使用者登録が適当な場合、使用者登録をし、公共施設使用者登録書を交付すること。4項は、使用者登録を受けた者は、インターネット、情報端末によって、22ページになります。使用許可の申請予約が出来ること。5項は、前項で予約したものは、使用日までに使用許可申請をしなければならないこと。この場合、申請書の提出を省略させることができることとなります。次に、様式の変更ですが、19ページは、様式第1号(第2条関係)で、市川市公民館使用許可申請書でございます。こちらにつきましては、使用予定者の区分の欄を設けて、市民等と市民等以外の者を明確にすることで、申請書類の書式を変えたものでございます。次の20ページは、様式第1号の2(第3条関係)で、市川市公民館使用登録申請書です。今回の改正で、所要の変更をしたものです。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。ほかに質疑がないようですので、議案第66号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第67号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 自然学習課長

議事日程の23ページをお願いいたします。市川市少年自然の家では、「市川市少年自然の家設置及び管理に関する条例施行規則第2条」において、使用の許可申請は、「市内居住者又は市内の団体と市外居住者又は市外の団体」とで申請期間を分け、その承認につきましては申請書のみで判断しておりました。本議案は、施行規則に定める規定に「より適正な」審査・判断を行うため、例えば利用団体の活動内容等を付け加えるなど、教育委員会が必要と認める書類を提出させること。さらに、申請期間に「市川市の休日を定める条例」に規定する市の休日に当たった場合にいつ申請できるかを付け加え、利用者に明らかにした点でございます。詳細につきましては、25ページの新旧対照表をご覧ください。尚、この規則の施行期日は、公布の日からとなります。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第67号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1) 特別支援学級の設置についてを説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

議事日程26ページをご覧ください。特別支援教育の推進に伴い、計画的に特別支援学級、通級指導教室の増設・充実に努めておりますが、次年度は、「妙典小学校に肢体不自由特別支援学級」を、そして「福栄中学校に情緒障害通級指導教室」を新設することとなりました。肢体不自由特別支援学級につきましては、市川市では初めて設置する障害種となります。全国的には多くの都道府県に設置されておりますが、県内では、過去に2年間、設置されたのみで、肢体不自由児童・生徒の教育の場は、主に県立特別支援学校が慣例的・中心的となっております。この度、「地域の学校で教育を受けさせ

たいといった保護者の要望」そして、「いわゆる合理的配慮への対応」など勘案し、希望されております妙典小学校が、設備面等で、ある程度の対応が可能であることなどから、モデル的に新設を決定した次第でございます。一方、情緒障害通級指導教室につきましては、中学校では今まで第八中学校のみの開設のため、南部地域への新規設置が課題となっていたことにより、福栄中学校に開級することとなった次第でございます。この2つの特別支援学級・教室を加えまして、平成27年度当初の、市内小・中学校の特別支援学級等の設置は、資料にございます通り、延べで33校となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かお聞きしたい点はございますか。

○ 小林委員

情緒不安の、例えば今まで第八中学校に設置されていた学級にはどれ位の生徒が通学されていらっしゃるのでしょうか。

○ 義務教育課長

第八中学校は次年度になりますけれども、3学級になる予定でございます。非常に学級規模も大きくなってまいりましたので、南部にということ。今年度は開級に際しまして、県の承認というのが、教室につきましては遅いものですので、開級するのが遅くなった関係で福栄中学校には1名のみ、先に第八中学校に入学を決めた方もいらした関係で、アンバランスにはなってしまうけれども、次年度開級されれば、次の新1年からはスムーズになるかとは考えております。以上でございます。

○ 小林委員

ということは、今第八中学校は3学級で、南部の子ども達もそちらに行っている子も多い訳ですか。

○ 義務教育課長

その通りです。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。それでは次に(2)教育実践論文表彰について、説明をお願いいたします。

○ 教育センター所長

議事日程27ページをご覧ください。今年度も教育実践記録論文募集事業を実施いたしましたところ、一般部門に6編、フレッシュ部門に4編の応募がございました。東京学芸大学名誉教授 大熊 徹様や、教育委員の五十嵐 芙美子様を始めとする審査委員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のとおり審査結果となりました。また、2月3日にはグリーンスタジオにおきまして、表彰式及び優秀な論文の発表会を実施いたしましたことから、報告するものでございます。なお、お手元にお配りさせていただきました、

教育実践記録論文集「いぶき」は、入賞した論文をまとめたものでございます。昨年度同様、各論文を教職員向けデータベースに掲載をいたしまして、活用を推進する予定でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かお聞きしたい点はございますか。よろしいでしょうか。本日は追加議案が提出されております。これより議案第68号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

今回、本規則を制定することといたしました理由でございます。いわゆる教育委員会制度改革を行う「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」以下、単に法と申し上げますが、この一部改正に伴いまして、教育委員会規則につきまして所要の改正を行う必要があるものでございます。具体的な理由につきましては、改正いたします規則ごとに改正内容と合わせてご説明いたしますので、早速、改正内容のご説明に移らせていただきます。なお、ご説明にあたりましては、法の改正に伴う主な改正内容についてご説明させていただき、条文整備など判断の余地が少ないものにつきましては、省略させていただきたいと存じますので、ご了承いただきますようお願いいたします。それでは、議案の9ページをお願いいたします。新旧対照表になります。まず、「市川市教育委員会会議規則の一部改正」でございます。今回の法の改正によりまして、現教育委員長と現教育長を一本化いたしました教育長が置かれ、教育長は会務を総理することとされるところでございます。この「会務の総理」には、現委員長の職務である「教育委員会の会議を主宰すること」も含まれますため、これまで委員長が行っていましたが教育委員会の会議の開閉、議事の整理進行等を教育長の職務とする必要がございます。そこで、第2条第3項の改正のように、本規則の全体にわたりまして、「委員長」という規程を「教育長」に改めるものでございます。次に、10ページをお願いいたします。現行の第2章の部分をご覧ください。今回の法の改正によりまして、現委員長と現教育長を一本化した新教育長が置かれ、委員長の職が廃止されることに伴いまして、委員長及びその職務代理者の選任を行う必要がなくなりますことから、それらの規定を削るものでございます。続きまして、17ページをお願いいたします。「市川市教育委員会傍聴人規則の一部改正」でございます。今回の法の改正によりまして、教育長が教育委員会の会務を総理することとされますことから、傍聴人の定員の制限、傍聴を不相当と認める者の認定、撮影及び録音等の許可及び傍聴人に対する退場命令を行う者を「委員長」から「教育長」に改めるものでございます。続きまして、18ページをお願いいたします。「市川市教育委員会公告式規則の一部改正」で

ございます。法の改正によりまして、教育長は、教育委員会を代表することとなりますことから、教育委員会の規則又は訓令の公布文に記載する代表者名を「委員長」から「教育長」に改めるとともに、押印する公印につきましても「委員長印」から「教育長印」に改めるものでございます。続きまして、19ページをお願いいたします。「市川市教育委員会事務委任規則の一部改正」でございます。題名の部分をご覧ください。本規則は、事務の委任のみならず、事務の臨時代理等についても定めておりますことから、本規則の題名を「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」に改めるものでございます。次に、第1条第2項及び第3項の部分をご覧ください。今回の法の改正によりまして、教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないとされたところでございます。そこで、その報告の時期及び内容を新たに定めるものでございます。具体的には、20ページ、21ページをお願いいたします。第2項のところでございます。今回の法の改正趣旨が、委員による教育長のチェック機能の強化を図るものであることを考慮いたしまして、委員から報告を求めることができるようにするため、教育長は、委員の定数の3分の1以上から委任された事務の管理及び執行の状況の報告を求められたときは、これを次の会議において報告するものでございます。また、2点目といたしまして、教育長は、毎年、委任された事務のうち、教育行政の運営上必要と認めるものの管理及び執行の状況を点検及び評価を行う前までに報告する。この2点を定めるものでございます。続きまして、21ページ、「市川市教育委員会教育長及び事務局職員辞令式規則の一部改正」でございます。同様に法の改正によりまして、教育長の任命権者は教育委員会から市長に改められ、教育長は市長が定めます「市川市辞令式」の適用を受けることとなりますことから、題名及び本則から教育長に係る規定を削除するものでございます。続きまして、22ページをお願いいたします。「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正」でございます。教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、現在、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行うこととされておりますが、今回の法の改正によりまして、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うこととされるところでございます。そこで、教育長の職務代理に関する規定を削除するほか、この改正を機に、教育次長の任務を見直すものでございます。続きまして、「市川市教育委員会公印規則の一部改正」でございます。今回の法の改正によりまして、現委員長と現教育長を一本化した教育長が置かれ、委員長の職が廃止されることに伴いまして、委員長の公印を廃止するため、当該公印に係る規定を削除するものでございます。主な改正内容は以上でございます。最後に、「施行期日」でございますが、議案の7ページ、「附則」と記載された部分をご覧ください。この規則による改正後の規則の

適用日について定めるものでございます。施行期日につきましては、法の一部改正の施行期日に合わせまして、平成27年4月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第68号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。以上で、本日の議事は終了いたしました。皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。それではこれをもちまして、平成27年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時4分閉会)